

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	津市 市税徴収管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は市税徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

津市長

公表日

令和5年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税徴収管理に関する事務
②事務の概要	津市市税条例及びその他市税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・納税者から納付された市税の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・市税の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある市税の還付及び充当を行う。 ・期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・督促状を発送後、期間を経過し、納付のない滞納者の滞納処分を執行する。 ・市税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。 ・他機関に滞納者の実態調査等を行う。（照会・回答）
③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム、滞納整理支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 収納特定個人情報ファイル (3) 滞納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第一 16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策財務部収税課
②所属長の役職名	収税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 政策財務部収税課 整理担当 徴収担当 514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3135

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検	☒ 内部監査
		☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項	1.番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
平成29年6月1日	I-5-② 所属長	収税課長 松下康典	収税課長 中北雄大	事後	
平成29年6月1日	II-1 対象人数	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II-2 取扱者数	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年6月1日	I-5-② 所属長	収税課長 中北雄大	収税課長 藤田伸行	事後	
平成30年6月1日	II-1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月1日	II-2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月17日	I-5-② 所属長	収税課長 藤田伸行	税務担当参事(兼)特別滞納整理推進担当参事・収税課長 杉野由幸	事後	
令和1年5月31日	I-5-② 所属長	税務担当参事(兼)特別滞納整理推進担当参事・収税課長 杉野由幸	税務担当参事(兼)特別滞納整理推進担当参事・収税課長	事後	
令和1年5月31日	II-1 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	IVリスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	
令和2年5月29日	II-1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月30日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ-2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年5月30日	I-5-② 所属長の役職名	税務担当参事(兼)特別滞納整理推進担当参事・収税課長	収税課長	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	